

宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和8年1月9日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一	
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦	
宮城県監査委員	成	田	由	加	里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一	

1 監査委員の報告日

令和7年9月3日

2 通知のあった日

令和7年10月24日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 名取北高等学校

ア 監査委員の報告の内容

私費会計において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

グラウンド整備について、県が公費で実施すべきところ、団体の施工により私費で実施したも

の。

・件数 1件

・金額 990,550 円

イ 措置の内容

＜発生原因＞

3月の強風によりグラウンドの砂が飛散し、活動を行うには危険な状況となった。年度替わりの時期であり、令達申請後の復旧では時間を要し、生徒の安全確保に早急な対応が必要だったことから、予算要求を行わずに教育振興会会計からグラウンド整備費を支出したもの。

＜処理内容＞

なし。

＜再発防止策＞

学校施設の整備については、公費で対応するものであることを校内で情報共有した。また、学校徴収金取扱マニュアルにより公費・私費の峻別を徹底し、主務課に相談・協議を行いながら必要な予算要求を行うことで、再発防止を図る。

さらに、団体から寄附の申し出があった時点で主務課と協議するなど、寄附受納手続きについても、校内で情報共有を図った。

＜内部統制システムにおけるリスクやチェックポイントへの反映状況＞

「私費会計に係る不適切な取扱い」は令和6年度の重点リスクについていたが、本監査結果において私費会計の取扱いについて著しく適性を欠くとの指摘があった。本件は早急な改善が必要であるため、チェックリストを加筆修正し、「県会計に計上すべきものと、私費会計とすべきものの峻別整理が適正か確認しているか」という項目を追加することで、以後同様のミスが起こらないよう反映した。